

＜株式会社設立チェックシート＞

前準備として、発起人(出資者)の印鑑証明書各1通と、役員登記者(取締役)の印鑑証明書各1通 《例えば: 一人で会社を作る方は、印鑑証明書を合計2通》をご用意下さい。

本書面を記入ください。また()には該当箇所に「✓」を、下線部には該当事項を記載して下さい。なお文字は正確に記入下さい(重要資料です)。

1. 商号(ローマ字可) (定款に併記は可能。登記上は併記不可)

--

2. 本店所在地(住所) (正確に5丁目5番1-402号等と書くこと)

--

3. 会社の目的(事業目的を記載して下さい) (素人的表現はOK。弊社で補います)

1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	

4. 会社の公告をする方法(✓を入れて下さい。) (通常は官報掲載)

<input type="checkbox"/>	官報に掲載してする
<input type="checkbox"/>	上記外の場合 ()に掲載する

5. 株券の発行・不発行(✓を入れて下さい。) (通常は不発行)

<input type="checkbox"/>	株券を発行する
<input type="checkbox"/>	株券を発行しない

6. 資本金の額 (発起人口座に預入れた金額以下)

金		万円
---	--	----

7. 1株あたりの払込金額 (分からない方は、@1万円)

金		万円
---	--	----

8. 発行可能株式総数 [授權資本。発行予定株式総数] (分からない方は1000株)

株

9. 取締役会(✓を入れて下さい。) (通常は設置しない)

<input type="checkbox"/>	取締役会を設置する
<input type="checkbox"/>	取締役会を設置しない

10. 取締役の氏名 (通常は、1～2名)

* 取締役会の設置会社は、取締役を3名以上選任することが必要

1	氏名
2	氏名
3	氏名

11. 代表取締役の氏名及び住所 (印鑑証明書通りの印字が必要なので予め Fax 下さい)

1	住所
	氏名
2	住所
	氏名

取締役が1名るとき……その者が代表取締役として登記される

12. 監査役の氏名(✓を入れて下さい。) (通常は置かない)

<input type="checkbox"/>	監査役を置く
<input type="checkbox"/>	監査役を置かない

1	氏名
---	----

13. 事業年度

毎年 月末日

(3月決算は5月申告。GWで休日11日もあります。決算準備が遅い人には、期限後申告のリスクが付き纏います。弊社では2月か4月を指導しています)

14. 発起人(出資者)の氏名及び住所並びに引受株数 (出資割合の確認)

1	住所		
	氏名		
	引受株式数	株	(全体の%割合でも可)
	引受金額	金 円	

2	住所		
	氏名		
	引受株式数	株	(全体の%割合でも可)
	引受金額	金 円	

3	住所		
	氏名		
	引受株式数	株	
	引受金額	金 円	

覚書き:

1. 上記チェックリストの変更

御社が「変更なし」のメール連絡があるまで、内容変更は何度でも可能とする。

手順としては、次の順序で進みます。

チェックリストを Fax/Mail→弊社(弊社がチェックして返信フィードバック)を繰り返す→弊社がもう変更はないですか?→お客様が変更なし(ゴーサイン)→弊社で定款案を作成→お客様にメール添付。

2. 定款(案)の変更

上記1の作業の結果、定款(案)を作成し、弊社が御社にメール添付します。

この定款案をメール送付した後は、1回の変更について1万円(税別)の変更費が掛かるものとする。

3. 「御社の登記はいつ完了し、いつ登記簿謄本が取れるか?」つまり法人設立サービスの

納期につきましては、下記の理由等により、**弊社は「登記完了日」確約はしません。**

従って、その種の言質を与えたとするクレームは無効です。

但し、会社設立の標準的な納期(リードタイム)は、必ずメール添付でサービスしています。

①① 会社設立登記の納期に関しては、経験上の日数は言えますが、法相役場・法務局が絡む作業日数は誰にとっても管理不能な部分です。

②② **法務局での登記申請は「本人申請」**でご用命を承っております。法務局からの「補正」指示に対しては、(イ)弊社に電話連絡して下さい。なお登記申請のみに使用する書面は、司法書士にお願いしており、書類の差替え等で対処して戴きます。(ロ)万が一必要があれば法務局窓口に行って弊社の指示に従って補正して下さい。この場合、補正日はあらかじめご通知できますが、理屈上、あり得る補正作業を終えての補正完了をサービス完了としますので、契約上サービス完了日は確約できません。

4. 免責事項:

会社設立登記に関する書類の作成サービスにより、弊社は下記の責任を負いません。

- ① 登記申請ビザに係る事前アドバイスの義務
- ② 業務内容(目的)に係る許認可の取得及びアドバイスの義務
- ③ 業務内容(目的)に係る不正競争防止法に係るリスクのアドバイス義務
- ④ お客様の土壇場での書面内容の変更要請に基づく誤植等による公文書の受付拒否
- ⑤ お客様の理由による「法務局申請後の登記取り消し」は、弊社の責任範囲外とする。

5. 損害賠償

(1) 弊社の債務不履行により行う損害賠償の上限額は、弊社が受け取った報酬相当額を上限とする。

(2) お客様の理由により、弊社が作業を途中まで行った場合に、お客様が作業中断となる言質を弊社に与え又は中断を要請した場合は、一切報酬の返金はしない。

私は、この度の会社設立について上記の備考欄を了承の上、上記各項目をファックス又はメール添付により、通知します。

平成 年 月 日

ご芳名(ご署名): _____ (印)

堂上行政書士事務所宛